

一般の贈与

一般の贈与

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。

一般の贈与

また、この「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」は、税務署に提出する必要はありません。

令和5年分以降用
(特列増与財産と一般増与財産の両方を取引した場合用)

15